

若狭町部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関するガイドライン

若狭町教育委員会
令和6年2月

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、若狭町のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動のあり方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

今回、国が、平成30年のスポーツ庁および文化庁のガイドラインを統合し、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、令和5年3月に福井県が「学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方に関する方針」を公表したことに伴い、若狭町が平成30年4月に策定した「若狭町部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を全面的に改定します。

本ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、若狭町教育委員会の考え方を示すものである。

学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもとで、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動におい

でも継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

本ガイドラインは、若狭町立中学校の生徒の学校部活動および地域クラブ活動を主な対象とする。

I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

若狭町立中学校の校長は、若狭町教育委員会の「若狭町部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画（参考様式）および活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、適切な指導者を確保していくことを基本とし、部活動指導員の配置にも気を配ること。また、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行う。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過

度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているかなどについて、適宜、指導・是正を行う。

エ 若狭町教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識および実技の質の向上ならびに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。

オ 若狭町教育委員会および校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「福井県学校業務改善方針」（令和２年３月改定 福井県教育委員会）に基づき、業務改善および勤務時間管理等を行う。

カ 若狭町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

キ 若狭町教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守することなどに関し、研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 校長、部活動顧問および部活動指導員は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。若狭町教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援および指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問および部活動指導員は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問および部活動指導員は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問および部活動指導員は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ったうえで指導を行う。その際、専門的知見を有する者と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

オ 部活動顧問および部活動指導員は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した部活動における指導手引を活用して、競技や分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

学校部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上部活動休養日を確保する。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教師の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこと。

オ 降雪等の気象条件の影響で屋外競技の活動場所が限られることにより、始業前に活動することまたは1日の活動時間を増やすことが必要となる場合には、事前に活動計画等により校長の承認を得ること。その際、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するよう努める。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室等の活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 若狭町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合、部活動指導員を配置できず指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加するなど、合同部活動等の取組みを推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすること、過度な負担とならないよう活動時間を短くすることなどの工夫や配慮をする。

エ 若狭町教育委員会および校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないよう徹底する。

また、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 若狭町教育委員会および校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境のあり方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 若狭町教育委員会および校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、

大学および特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 若狭町教育委員会および校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動について、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ 若狭町教育委員会および校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えるという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動のあり方や運営体制、活動内容等について示す。若狭町教育委員会は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できるところから取組みを進めていく。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

（１）参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒等、希望するすべての生徒を想定する。

（２）運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 若狭町教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学等、多様なものを想定する。また、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体等、学校と関係する組織・団体も想定する。

イ 若狭町教育委員会ならびにスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うことが求められる。

【地域文化芸術団体等】

若狭町教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体等、学校と関係する組織・団体も想定する。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 若狭町教育委員会は、必要に応じて首長部局や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会の日程等）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

（３）指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 若狭町教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組みを進める。

イ 地域スポーツ団体の指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナーなどと緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

スポーツ団体等は、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの行為も根絶する。また、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0などの統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町等スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 若狭町教育委員会は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を

整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組みを進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置およびその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。若狭町は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 2に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、県および市町等が主催する研修会に参加するなど、専門的知見を有する者の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した部活動における指導手引を活用して、指導を行う。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊等、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 若狭町教育委員会は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

④ 教師等の兼職兼業

ア 若狭町教育委員会は、国が示す手引きなども参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮等、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 教育委員会は、教師の心身の健康を確保するため、当該教師の学校における労働時間（ただし、在校等時間（教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間）も通算の対象として扱う。）と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間（いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間）が単月80時間未満とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当である。

エ 教師が兼職兼業の許可を得て、地域スポーツ・文化芸術活動として地域団体の業務に従事する場合においては、教育委員会は、実施主体が異なるからといって当該教師の業務等の実態に関知しないという対応をとるのではなく、地域団体における業務内容や当該教師の労働時間等についてしっかりと把握し、当該教師の心身の健康の管理を行う必要がある。

具体的には、教師の申告等により、教育委員会が兼職兼業の許可を行うに当たってあらかじめ確認する事項として、地域団体の事業内容、地域団体における当該教師の雇用形態・期間や業務内容、労働時間通算の対象となるか否かの確認等について、また、兼職兼業の許可後に定期的に確認する事項として、当該教師の実労働時間等について、確認することが考えられる。また、その確認を適切に行うため、あらかじめ教師からの申告等によることとすることなどの具体的な確認方法を設け、かつ教師に事前に伝えておくことが望ましい。さらに、教育委員会は、教師のみならず、地域団体や学校とも連携を図り、上記確認事項について把握することが必要である。

オ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際に

は、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教育委員会および地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中等に開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツ、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動等、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。土曜日・日

曜日・祝日または振替休日において年間52日以上の活動休養日を確保する。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 休養日および活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

（6）活動場所

ア 若狭町教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や廃校施設も活用できるように努める。

イ 若狭町教育委員会は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営の促進に努める。

ウ 若狭町教育委員会は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。

エ 若狭町は学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、前記イからウまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルールなどの策定に努める。

オ 若狭町教育委員会は、前記アからオの実施に当たり、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考にして取り組む。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 若狭町教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援に努める。

ウ 若狭町教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を

受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（８）保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

２ 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ち得るものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュールなどの共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 若狭町教育委員会は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 若狭町教育委員会および校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

国は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、県および市町においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できるところから取組みを進めていくことが望ましいとしている。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動のあり方等の検討

ア 若狭町教育委員会は、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 若狭町教育委員会は、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、関係者間で丁寧に調整をしたうえで方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 若狭町教育委員会は、必要に応じて教育委員会の中の学校教育グループ、社会教育グループ、地域スポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。

イ 若狭町の競技団体または生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供等により、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

ウ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県および若狭町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、若狭町は、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組みを重点的に行っていく。また、

改革推進期間終了後においても、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

IV 大会等のあり方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクールなどにおいて、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズなどに応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

若狭町は、大会等に対する支援のあり方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担い、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うことを原則とする。

(2) 大会運営への従事

ア 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

イ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等

の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認したうえで、兼職兼業等の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

- ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避けるよう努める。
- イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。
- ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等のあり方

- ア 県中体連および地区中体連ならびに若狭町教育委員会は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県中体連および地区中体連ならびに若狭町教育委員会が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ウ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。